1県廃棄物処理計画(平成14年度~平成18年度)の施東取組状况寺		真科 I
施策の内容	取組の状況	取組の評価等
1 減量化・資源化の促進		
(1)県民の自主的な取り組みの促進 県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄 物の排出抑制に取り組むよう啓発に努める。	排出抑制、ごみ分別等を促進するため、パンフレットの作成・活用、ごみゼロ社会推進あいち県民大会等の行事開催等で県民に啓発をするとともに、県内市町村の分別収集の品目、回収量が増加するよう市町村指導を行った。 市町村と連携・協力して、廃家電の不法投棄防止の広報活動とパトロールを行った。	成度が低い紙製容器、ペットボトルを除くその他 プラスチック容器包装廃棄物の収集実施市町村を 増やすよう市町村を指導するとともに、NPOや 女性団体、消費者団体にも積極的に働きかける必
減量化・資源化に関する方針を明確にした「多量排出事業者の産業廃棄物処理計画」の策定及び毎年度の報告の遵守を求めるとともに更なる減量化への積極的な取組を指導する。		化の取組が進み、県廃棄物処理計画の平成18年
再資源化への努力及び資源有効利用促進法に基づくパーソナル コンピューターなどの再資源化への努力について周知を図る。 また、いわゆる自動車リサイクルなど各種リサイクルの制度 化に備え、その対応の周知徹底に努める。	議)により関係機関の連携を図りながら、「建設リサイクルー斉パトロール」を平成14年度から毎年実施し、県内解体工事現場等に赴いて啓発・指導に努めた。自動車リサイクル法説明会を平成16年度に開催するとともに、随時、パンフレットの配布を行った。食品、家電リサイクル法及びパソコン・リサイクルについて、随時、パンフレットの配布を行った。社団法人愛知県産業廃棄物協会と協力し開催する産業の処理業者に対する講習会(毎年度複数回開催)を通じて各リサイクル法の周知に努めた。	の再資源化については、「あいち建設リサイクル指針」で定めた平成22年度における目標の100%をすでに達成している。建設発生木材の再資源化については、目標値の95%は平成17年度において77%となっている。建設発生木材については、目標を達成するためさらに関係事業者の啓発に努める必要がある。登録・許可申請における審査事務、登録・許可業者に対する立入検査等により各リサイクル法の適正な運用を図っていく必要がある。
以下の事業者自身の取組に資する啓発、情報提供等に積極的に努める。 ア 事業者自らが企業活動全般に渡る環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続、審査等を定めた「環境マネジメントシステム」(環境管理、環境審査)の導入イ 生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や製造、加工及び販売段階での分別の徹底等による減量化・資源化について経営上の重要課題としての位置付けウ 減容化の推進などによる最終処分場の延命化策の検討及び単なる焼却による減容化からサーマルリサイクルへの転換等	排出事業者に対する計画の説明やパンフレットの配布 を通じるなどにより啓発等を実施した。	引き続き啓発や情報提供に努める必要がある。

安州水流来物处理时间(十城17千及 1城10千及) Vill来机型机机等	取組の状況	田4の前馬笠
施策の内容	収組の状況	取組の評価等
(3)市町村の取組の促進 「一般廃棄物処理計画」の策定により一般廃棄物の計画的 な収集、処分を実施し、資源回収などによるごみ排出量の削 減、再生利用等による適正な循環的利用を実施できるよう支援 する。	成18年度~平成22年度))し、法に定める10品 目の分別再資源化を進めてきた。各品目とも分別実施	チック製容器包装廃棄物については、分別実施率
以下の市町村自身の取組に資する啓発、情報提供、支援に 積極的に努めるとともに、必要な技術的援助を行う。 ア 埋立処分量を削減するための溶融処理の導入 イ 不用品の交換制度の導入、リサイクルプラザの建設等、再 使用、再生利用への積極的な施策の展開 ウ 公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などの処理に関し、 民間事業者の模範となる処理の実践	や、県の単独補助を活用した、施設整備に対する支援 を行っている。情報提供や、技術的援助を適宜実施し	
廃棄物の資源化・減量化等県民の協力による成果を県民に 分かりやすく周知する取組を支援する。		廃棄物に係る専門的な用語などはわかりにくいた め県民に分かりやすい周知に努める必要がある。
(4)地方公共団体の率先的役割		
県の事業においては、「リサイクル資材評価制度」の導入により、リサイクル資材の積極的活用を図るなど再生利用を推進する。その結果、建設副産物(建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源及び廃棄物を含む物)に関して、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化率100%を目指す。 環境保全上の安全性などの条件や公共工事の建設資材などへの活用の方法について県がまとめた「再生利用促進指針」に基づき、率先して地方公共団体内部における資源化や再生材利用の拡大を図る。	が実施する工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進等を行っている。 「あいち建設リサイクル指針」に基づき、分別解体等をしなければならない建設工事の規模や再資源化率の目標を定め再生利用を推進している。 リサイクル資材については、評価基準に適合するものを「あいくる材、として認定し、厚の公共工事で変失	の再資源化については、「あいち建設リサイクル 指針」で定めた平成22年度における目標の10 0%をすでに達成している。建設発生木材の再資 源化については、平成17年度において 77%となっ ている。建設発生木材については、目標を達成す るためさらに関係事業者の啓発に努める必要があ
環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指す「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)に基づく調達方針を定め、環境物品の率先的な調達に取り組む。	別の取組の中で、県・市町村の役割に応じた取組として、建設リサイクル法やグリーン購入法に基づく環境物品の調達を目標化し、周知している。	
市町村の公共事業系廃棄物の建設資材などへの活用、資源 化、再生材利用の拡大やグリーン購入法に基づく環境物品調達 の取組を促す。		
(5)資源化を促進するための環境づくり		
利用可能な廃棄物の交換を促進するため「産業廃棄物広域 交換制度」の周知、啓発に努める。	ホームページにより「産業廃棄物広域交換制度」の紹介をするとともに、「資源循環情報システム」をつくり、地域別・企業別に廃棄物の排出状況等を提供している。	クル技術など資源循環を進めるため必要な情報提
		1

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
再生利用業の個別指定制度や認定制度を利用した再生利用 の促進に努める。	インターネットによる情報の提供を実施している。	引き続き情報の提供を行う必要がある。
減量化・資源化施設導入に対する融資制度(再生利用促進 資金融資制度、公害防除施設整備融資制度等)の周知に努め る。	事業者支援のため、インターネットによる情報提供等 に努めている。	引き続き情報提供を行う必要がある。
	「あいちエコタウンプラン」に基づいて、先導的で効果的なリサイクル技術の事業化に対する支援を行っている。平成18年度からは、民間企業において豊富な経験を持つ人材を迎えて、「あいち資源循環推進センター」を設置し、循環ビジネスに関する相談や技術的な支援を行っている。平成18年度からは、産業廃棄物税を活用して、県単独で「循環型社会形成推進事業・付を活用して、県単独で「循環型社会形成推進事業・付を活用して、県単独で「循環型社会形成推進事業・では、1を創設し、循環ビジネス事業化検討(フロージビリティ・スタディ)に対する補助を開始した。	とともに、民間企業からの人材を得て、新しい循 環ビジネスを開始しようとする企業の事業化に向 けた各段階(技能開発、事業化検討、施設整備、
	循環するモノづくり県」をテーマに掲げており、モノづくり県である本県ならではの産業技術を活かしながら、企業による先導的で効果的な循環ビジネスの創出・事業化の促進を図っている。リサイクル事業の採算性・継続性の確保を図る上で、廃棄物の収集・運搬コストの削減は大きな課題であることから、「あいち	ス)は、平成18年4月現在で6事業となっており、 平成18年度の「資源循環推進センター」の設置に よって、さらにその創出・事業化は加速してい る。 エコタウン事業とゼロエミッション・コミュニ ティとの組み合わせによって、我国を先導する資 源循環型社会づくりは加速するものと考えてい る。
(1) 第三四円も第一の推進		
(1)適正処理指導の徹底 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、より広い視点から地域環境に配慮した処理に努めるよう立入検査や指導を強化する。	排出事業者や処理業者の立入検査、指導を実施してい る。	引き続き立入検査や指導に努める必要がある。

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
適正な処理及びそれを遂行するための管理体制の整備を含めた「多量排出事業者の産業廃棄物処理計画」の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。	廃棄物処理法の規定に基づき、多量排出事業者は、毎	化の取組が進み、県廃棄物処理計画の平成18年 度の減量化目標をほぼ達成の見込みである。
排出事業者が委託により処理を行う場合にあっては、産業 廃棄物が適正に処理されるよう適正処理コストの負担や産業廃 棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の使用の徹底な どについて指導するとともに、各種業界団体に対して、傘下の 会員が適正な処理や委託を徹底するよう要請する。 委託した産業廃棄物の処理状況については、法令に基づ き、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に確 保されるようマニフェストによる確認を行うとともに現地調査 による確認を行うよう指導する。	棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、その受託者にマニフェストを交付することが義務付けられているため、事業場等への立入検査時に適正なマニフェストの交付、委託契約の締結等について指導している。なお、毎年、6月と11月を指導強化期間として指導を徹底してい	マニフェスト制度の徹底とともに、報告書提出等に関する周知を図る必要がある。
産業廃棄物の保管量などの基準を定めた「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づき、過剰保管などの防止を図る。	保管行為者に対し、適正な保管を指導している。法令 違反者に対しては改善命令書等を交付するとともに、 告発を視野に入れた指導を強力に進めている。	
悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行う など厳正に対処し、早期是正と不適正な処理の再発防止に努め る。	は県事務所に警察官OBを配置し、立入検査や指導の 強化を図っている。また、悪質な法令違反者に対して は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政 処分を行うとともに、必要に応じて告発を行うなど厳 格に対処し、不適正な処理の早期是正と再発防止に努	ル等により立入検査や指導の強化が図られている。 また、悪質な法令違反者に対しては、行政処分を 行うとともに、平成14年度、16年度及び17 年度にそれぞれ1件ずつの告発を行っており、こ
(2)廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保 廃棄物処理施設の設置に当たり、施設整備への理解が得られるよう地域住民に対する説明会の開催や、隣接地の承諾を得ること等を事業者に義務付け、この制度の適正実施を指導する。	平成15年10月1日に「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を施行し、廃棄物処理法第8条第4項又は第15条第4項に規定する焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設の設置に当たっては、住民説明会の開催を義務付けた。また、「産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき隣接地の承諾を得ることを指導している。	や隣接地の承諾を得ることで周知が図られる。

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
排出事業者及び処理業者の経営破綻に伴う、廃棄物の長期に渡る違法な放置を速やかに是正するため、施設の設置及び処理業の許可にあたり、放置廃棄物の撤去に要する事業者の資力を充分考慮する。	率、経常利益、資産の状況など、申請者の経理的基礎	廃棄物の収集・運搬・処分を的確にかつ継続的に
廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、設置者自らによる定期検査の徹底と維持管理状況に関する閲覧簿の備え付けの遵守について指導する。また、行政による立入検査については、いわゆる「抜き打ち」検査を充実する他、排出水などの検査を厳格に行う。さらに、事業者の検査結果を把握し、積極的なデータ公表を通じて、県民の理解を得るよう努める。	ついては、日ごろからいわゆる「抜き打ち」検査を基本に実施している。また、廃棄物焼却炉等のばいじん や燃え殻、廃棄物最終処分場の放流水や周縁地下水の	る「抜き打ち」検査を基本に実施しており、また、事業者の自主検査結果についても、日ごろからその把握に努めるとともに、積極的なデータ公
	周知するとともに、台帳を各事務所に整備している。 維持管理積立金制度については、対象事業者に対して 説明会の開催など制度の周知及び適正管理を指導して	て、跡地のその後の開発状況等を把握できる。維 持管理積立金制度については、埋立終了後の維持
(3)関係機関との連携 不法投棄、野焼きや過剰保管等、不適正な処理の未然防止と早期是正を図るため、県の事業活動の主体となる部局、事業の発注者となる部局、事業活動に対して指導・監督の役割を担う部局、廃棄物処理を指導・監督する部局の連携を強化し、それぞれの立場から積極的な対策を講じる。	こととしている。	引き続き関係機関が連携し対策を講じる必要があ る。
公共工事に関係する部局で構成する「愛知県環境マネジメントシステム推進会議幹事会公共事業検討部会」を活用し、一体となって廃棄物の不適正な処理の防止に努める。		関係機関が連携し対策を講じる必要がある。

复加宗冼某物处理引曲(十成14千度) 十成10千度) 00.000 机组织机会		貝介1
施策の内容	取組の状況	取組の評価等
地域の特殊性も考慮しながら、県全体として同一水準の処理を確保するため、指定都市、中核市と産業廃棄物の処理に関する情報交換や相互協力等連携を強化する。		市町村の情報交換、協議を密にする必要がある。
行政や事業者により構成する「適正処理推進会議」を設置し、適正処理に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進について検討する。	産業廃棄物の不適正処理を是正するには、各種の法令や多くの行政分野にわたるケースが多いため、副知事を議長とする「適正処理推進会議」を設置し、関係部局、警察、排出事業者、処理業者等と連携して、今後の不適正処理の未然防止のための対応や既に不適正処理された産業廃棄物の適正処理のための方策等についての検討を行う。	必要に応じ、開催する必要がある。
施策3 廃棄物処理施設の整備の促進		
(1)地域に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進		
一般廃棄物の処理については、自治事務として市町村が主体となり「一般廃棄物処理計画」に従って単独で、または広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであるが、確保にあたり地域の社会的、地理的条件を考慮した適正規模の施設整備を促進する。焼却に関しては、ダイオキシン類発生抑制やサーマルリサイクル促進等の観点から一定規模以上の焼却能力を有するブロック単位の処理を目指す「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、今後も市町村の事情を勘案しつつ、焼却処理の広域化の実現を目指す。	ち12ブロックで広域化ブロック会議が設置され、そのうち2ブロックにおいて焼却施設が完成し、4ブロックにおいて広域化実施計画が策定されている。	
中小事業者排出分の産業廃棄物に関しては、本来事業者処理責任の原則の下で処理されるものであるが、市町村が必要と認める場合にあっては、全連続炉において一般廃棄物と併せて焼却処理することができる産業廃棄物について、市町村が必要な経費を徴収しながら処理することについて検討する。	理することについて助言を行っている。	กร์
し尿処理については、衛生的な処理を確保するため、また海洋汚染防止の観点から早期に、し尿処理施設及び下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の計画的、効率的な整備を図る。	7年末にし尿処理施設が完成し、平成18年現在県内 で海洋投棄している市町村は皆無となった。	
産業廃棄物処理においては、事業者処理責任の原則に基づ き、排出事業者、処理業者による適正な処理施設の整備を促進 する。		引き続き適切な法の運用を図る必要がある。

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、地域環境に配慮した施設整備を促進する。	当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」 に基づき、周辺環境への配慮等を指導している。	引き続き適切な指導が必要である。
より信頼性と安全性の高い廃棄物処理施設の整備を目指し、複数の排出事業者又は処理業者、あるいは排出事業者と処理業者との協業化による共同処理施設の建設の推進を図る。	必要に応じて指導、助言を行うこととしている。。	-
ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、国の処理基本計画に即して、県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を早期に策定し、確実、適正な処理を総合的かつ計画的に推進する。	物処理計画」を策定し、県内におけるPCB廃棄物を 適正に保管し確実かつ計画的に処理できるよう推進し	点的広域処理施設による処理を開始することがで
「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理センター制度や「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づく特定施設制度を利用した産業廃棄物処理に関するモデル的な施設の整備を促進する。	棄物処理センターの指定を受けた。	センター指定により、排出事業者から基金の出え んを受けることができることなどから、効率的な 経営を行い、適正かつ確実な廃棄物処理を行うこ とが可能になると期待できる。
(財)産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。	インターネットによる情報提供や、事業者からの相談 において紹介している。	引き続き事業者支援の情報として提供していく必 要がある。
地方公共団体が工業団地等を建設する場合、廃棄物処理に配慮する。例えば、団地内で廃棄物処理施設や資源化施設の設置スペースを確保するなど出来るだけ身近なところで廃棄物を処理する体制づくりを促進する。		必要に応じ、調整に努める必要がある。
(2)広域的な最終処分場の整備		
基本的な考え方 ア 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによるないのでは、		-
る施設の確保が極めて困難な状況にあること、適正かつ広域的な処理の確保を促進するために廃棄物処理法改正がなされたこと等の背景を踏まえ、事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。	環境影響評価を開始している。	
イ 一般廃棄物の最終処分場についても、単独市町村による整備が困難であること、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が広域的な最終処分場の整備を目指す場合には、支援・協力する。	的な最終処分場の整備について相談があれば、支援・	-
ウ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物、一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保についても検討する。	衣浦港3号地において、第三セクター方式による公共 関与の広域的な廃棄物処分場の整備を計画している。	-

愛知県廃棄物処埋計画(平成14年度~平成18年度)の施策取組状况等		真科
施策の内容	取組の状況	取組の評価等
今後の方向 ア (財)愛知臨海環境整備センターの最終処分場については、円滑な運営が図られるよう引き続き支援・協力する。なお、当処分場の残余年数は逼迫しており、今後はリサイクル施設を含めた総合的な廃棄物処理を目指しつつ、県内全域の産業廃棄物等を対象とした広域的な最終処分場確保に取り組む。	環境影響評価を開始している。次期処分場の候補地に ついては、県も地元説明に参加するなど、積極的な関	
イ 広域的な市町村圏において、市町村が一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の企業と第三セクターを組織し、産業廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、「自区域内処理」を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件を踏まえ、その整備に対して、引き続き支援・協力する。具体的には以下のエリアを基本とするが、搬入距離などの地理的な要素、経済的、行政的な繋がり、歴史的な経緯を勘案し、エリア相互の境界見直しも検討していく。 (以下エリアの記載略)	ている。	将来の円滑な処分場設置に備え、当面は、圏域ごとに異なる条件や現状などを慎重に見極め、引き続き地元の意向を聴取していく必要がある。
施策4 監視・指導体制の充実		
監視特別機動班」を設置し、監視パトロールを強化する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。  県、県警察、指定都市、中核市、(社)愛知県産業廃棄物協会、(社)愛知県建設業協会及び名古屋海上保安部等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を活用し、また、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設け、連携を密にし、一体となって不適正処理の防止に努める。  監視が希薄になりがちな休日、夜間における監視業務を民	ルを行っている。さらに、平成18年度からは、警察官0Bを新たに県事務所に配置し、なお一層の指導・ 監視強化に努めている。また、本庁に「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」、事務所に「地域産産 廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、市町村や 関係機関と連携を密にし一体となって、不適正処理の 未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な 対応に努めるとともに、職員による監視だけでなく、 民間の警備会社に休日、夜間における監視業務を委託	ル等により産業廃棄物の不適正処理の未然防止や 早期是正が図られている。 「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及 び「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に より市町村や関係機関との連携強化が図られてい る。 民間の警備会社に委託した休日、夜間の監視パト ロールにより不法投棄や野焼きに対するきめ細か
	結しており、市町村と郵便局との速やかな情報提供や 連携により、産業廃棄物の不法投棄や野焼等の不適正	局との不法投棄に関する覚書が締結され、不適正
	締りを強化するため、県警本部に設置された環境犯罪	県警環境犯罪対策室との連携を図り、監視体制の 強化が図られている。

复加尔庞某物处理引回(十成14千皮**十成10千皮)の肥果以超水儿等		貝介1
施策の内容	取組の状況	取組の評価等
不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との緊密な情報連絡体制を構築するとともに隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。	物過剰保管適正化連絡会議」を開催し、迅速な情報交	
地域環境保全委員の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事例の情報提供や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対して一斉点検を行うなど監視・指導を強化する。	のための専用FAXやEメールにより地域住民からの	AXにより、情報収集や早期発見が図られている。 また、年2回の一斉点検を行うなどして、指導・
不法投棄や過剰保管に関して、弁護士、学識経験者等により構成する「不法投棄等撤去検討委員会」を設置し、対応手法等の検討を行う。	不適正処理された産業廃棄物に関する具体的事項について審議するため、学識経験者等を構成メンバーとする「不法投棄等撤去検討委員会」を設置し、原状回復のための改善指導方策や現状回復の仕組み作りなどについて検討を行った。	平成14年度、平成15年度の2年間に、対応手法等について取りまとめることができた。
(2)人材の育成		
適正処理、減量化、資源化等の幅広い分野で適切な指導が行えるような人材を確保・活用するとともに、新たな人材を育成するための教育・研修を充実する。		じ警察官OBを事務所へ配置するなど、適切な人
(3)環境犯罪を許さない機運の醸成		
市町村、関係機関・団体等との連携を強め、各種広報啓発活動 を積極的に行い、排出事業者の遵法意識を高めるとともに、広 く県民の間に環境犯罪を許さない気運を醸成する。	政令市、警察、社団法人愛知県産業廃棄物協会等で構成する産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催し、 各関係機関・団体との連携を強化するとともに、平成 15年10月に施行した「廃棄物の適正な処理の促進 に関する条例」の説明会等を開催するなど、排出事業 者や処理業者を始め、広く県民に廃棄物の適正処理に 係る情報を周知している。	とともに、県民に対し法や条例の周知により適正
 (4)排出事業者の責任強化	<u> </u>	
廃棄物排出者が自らの責任において適正に処理する事業者責任 を具現するため、処理業者による不法投棄など不適正事案につ いては、排出事業者の責任を明らかにして、原状回復責任を負 う排出事業者責任制度の徹底を図る。	処理の促進に関する条例」において、排出事業者の責	不法投棄などに対して排出事業者による原状回復 が図られる。

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
施策5 情報の収集・提供		
(1)適正処理・資源化情報の収集・提供		
廃棄物に関する適正処理・資源化について、他県、諸外国 の先進的事例の情報収集に努める。	文献情報等の収集に努めている。	引き続き収集に努める必要がある。
処理業者・資源化業者情報、最終処分場等処理施設情報、処理実績情報、リサイクル情報等の電子情報化を推進する。	平成17年度、県内におけるリサイクル事業者及び技術内容の所在状況、受入条件などの情報を収集・循環情報システム」を含む「今高源循環情報・平成18年5月からインターネットを含資源循環情報・平成18年5月からインターネットのでででは、19年間で	ネスとして資源循環を進めるために必要な情報を
「行政情報通信ネットワーク」を整備し、インターネット 等を通じて、産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等の リサイクル関連情報、処分業者の最終処分場等処理施設情報及 び先駆的事業や試みに関する情報等を提供する。	・県内の物質の流れと環境負荷を定量的に把握する物	引き続き情報の充実が必要である。

<b>************************************</b>		現4の証件等
施策の内容	取組の状況	取組の評価等
(2)適切な指導のための処理状況の把握 最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運 搬事業者及び産業廃棄物処分業者などに対し、実績報告を求め るとともに必要な指導を行う。		産業廃棄物の処理実績の把握ができる。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管状況を把握し、法に基づく期限内処分の指導を行う。	とめることで、保管・処理の状況を確認している。ま	
施策6 環境教育等の推進		
( <u>1 )</u> 県民に対する学習の場の提供		
愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境教育副読本を作成し、学習教育の場を通して廃棄物の処理に対する理解や資源を大切にする意識を育む。		引き続き実施する必要がある。
ため、シンポジウムの開催や各種パンフレットの作成、配布を行う。 廃棄物に関する理解を深めていくための講習会や廃棄物処理施設見学会等の学習の場を設ける。	ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催、小学生を対象としたごみ調査隊などの実施、パンフレットの配布により、廃棄物に対する県民の意識向上に努めた。社団法人愛知県産業廃棄物協会と協力し開催する産業廃棄物処理業者に対する講習会(毎年度複数回開催)などを通じて、廃棄物の適正処理の周知に努めた。また、平成17年度に開催した産業廃棄物税に関する説明会(17回開催)及び啓発用リーフレットにおいて、産業廃棄物の課題やその減量化、資源化の必要性についても、啓発、周知に努めた。	
(2)事業者意識の高揚		
排出事業者、処理業者及び市町村に対して、「愛知県廃棄物処理計画」に関する説明会やシンポジウム等を開催する。また、適正処理、減量化・資源化に関する各種パンフレットを作成し、配布することにより廃棄物処理の主体としての意識の高揚を図る。	おいて説明するとともに、パンフレットを作成し、広 く配布した。	
企業・団体の減量化・資源化に対する取組を促進するため 優良事業者の表彰など、その動機付けに努める。	愛知万博の開催を機に、平成16年度、「愛知環境賞」 を創設し、企業や県民などによる、環境負荷低減に向 けた、優れた技術・事業・活動に対する表彰を行って いる。	の共催で行っており、愛知環境賞を受賞すること